

「証券受渡・決済制度改革懇談会」（第23回）並びに「証券決済制度改革推進会議」（第11回）
合同会議議事要旨

【開催日時】 平成21年 2月16日（月）午後4時30分～5時30分

【場 所】 日本証券業協会 第1会議室

【議 題】 1. 株券電子化の実施状況等について

(1) 株証券保管振替機構

(2) 日本証券業協会

(3) 全国銀行協会・株みずほ銀行

(4) 中央三井信託銀行(株)

(5) 日本経済団体連合会

2. その他

【議事要旨】

1. 株券電子化の実施状況等について

(1) 株証券保管振替機構

大前常務取締役より以下の報告が行われた。

まず、「株式の移行概要」であるが、移行時の主な手続きとして、1月5日の施行日において機構、口座管理機関が行う転記手続きについては特に問題なく手続きが完了した。また、発行会社が開設する特別口座への新規記録手続きについては、1月20日に施行日前日における実質株主を機構から上場会社（TA）へ通知した。これを受け上場会社は、特別口座に記録すべき株主等を特定し、機構を經由して口座管理機関（株主名簿管理人）に特別口座への新規記録通知を送付している。そして翌週26日に特別口座の新規記録がなされた。なお、特別口座への新規記録がなされないと新たな権利確定日の設定は難しいため、その間は主なコーポレート・アクションが制限されていたが、現在はこの制限はなくなっている。

次に「株券等の電子化の開始状況について」だが、対象となる株式は、3,871銘柄・3,587億株が振替制度に移行された。

なお、この数字には、施行日に取扱廃止となった21銘柄及び特別口座に記録される一般株式は含まれていない。また、預託残高が年末時点の3,448億株から約140億株増加しているのは、主に端株制度採用会社が施行日前日を効力発生日とする株式分割を行ったことによるものである。

その他では、新株予約権付社債が71銘柄・1兆3,173億円、投資口が43銘柄・790万口、優先出資が1銘柄・34万口それぞれ移行している。

続いて「機構加入者数等に係る状況」だが、施行日における機構加入者は266社となっている。この数には、施行日に参加者から間接口座管理機関に移行する5社を含んでいる。次に、間接口座管理機関は56社（外国の間接口座管理機関21社を含む）で、同一金融機関が複数の口座管理機関の間接口座管理機関となっている場合でも法人ベースで1社とカウントしているが、延べでは64社となる。また、新株予約権付社債における資金決済会社は74社、発行・支払代理人16社、株主名簿管理人等は保管振替制度と同様、7社である。

次に「施行日前日の実質株主通知」だが、1月20日に施行日前日の実質株主を対象とした全銘柄の通知を実施した。この通知をもって、総株主通知に準じた実質株主通知が終了したことになる。

次に「特別口座への新規記録に係る状況」だが、株式、投資口、優先出資を合わせた総数は約357億株であった。株式については、移行対象3,871銘柄中、特別口座に記録されたのは、3,847銘柄であったので、新規記録がなされなかった24銘柄は預託率が100%であったと考えられる。なお、投資口及び優先出資については、全銘柄において特別口座が開設された。

「加入者情報に係る状況」だが、振替制度が始まった1月5日から2月12日（営業日27日）で、機構が口座管理機関から受けた加入者情報は、1日平均で新規が約8,000件、変更約1万件、削除約2万7,000件であった。新規でいえば、タンス株式が年末に集中的に名義書換が行われ、名義書換後の株主に係る加入者情報の新規登録の通知が多数あったことによるものである。変更については、ネット証券からの通知が比較的多く、ヒアリングによれば、年初は住所変更の届出が多いとのことであった。

削除については、当初、特別口座で管理される予定者がその後、機構へ預託を行い、実質株主となったことから、加入者情報が不要となったことや、電子化後に特別口座から一般口座への振替が行われたことによるものである。

加入者口座情報であるが、2月12日現在で約 2,692万件、名寄せ後の株主単位で株主等通知用データは、1,533万件である。なお、現在、株主名簿管理人において不要となった加入者情報の削除が進められているため、特に「加入者口座情報」の件数は、今後、ある程度、減少するものと考えている。

次に「株主通知に係る状況」は、総株主通知は、1月は30銘柄、2月は117銘柄に行っている。また、個別株主通知は、1月に3銘柄5件、2月は6銘柄21件あった。

発行会社から行われる情報提供請求については、全部情報と部分情報に分け、そのニーズに合わせ、機動的に対応することとしている。全部情報は、直接・間接口座管理機関を問わず、加入者が口座開設しているすべての口座管理機関の振替口座簿の記録を通知対象にするものだが、1月は3銘柄5件、2月は6銘柄21件あった。

部分情報は、加入者が口座開設している口座管理機関のうち、機構との間でシステム接続を行っている直接口座管理機関が開設する口座を対象としている。当該加入者の保有銘柄、保有株式数について迅速な情報提供を求める場合を想定したものである。

1月は4銘柄19件、2月は今のところ発生していない。

(2) 日本証券業協会

小柳常務執行役から以下の報告が行われた。

電子化制度により、株主管理等は証券会社が管理する電子データに基づき行われ、特別口座制度、配当金の受取方法の変更など新しい仕組みもスタートしている。

こうした制度の確実な定着を図るためには、特に3月決算会社の6月の株主通知とか配当金支払が終わるまでは、振替の実務及び周知広報について万全の準備に取組む必要があると考える。

具体的には、振替実務の確実な定着が上げられる。特別口座から証券会社の一般口座への振替、株式担保の振替及び配当金の受取方法等の実務を確実に定着させるには、ほふり、T A、全銀協と十分な連携をとり、事務処理手順等の改訂、証券会社等の実務

者向け説明会・研修会等を実施し、周知徹底を図りたいと考える。

周知広報活動の推進については、特別口座制度、名義書換失念株主の名義回復方法、配当金の受取方法、少数株主権等行使のための「個別株主通知」等の事項に重点を置き、新聞等のマスメディア、特別株主宛新リーフレットの送付、自治体公共施設等への新ポスターの掲示等の周知広報活動を計画し、推進したい。

現在、各信託銀行等から特別口座株主宛に特別口座開設の通知がされたところであるが、推進センターでは、2月17日及び21日に全国紙5紙、地方紙42紙で特別口座制度の周知広報のための新聞広告を計画しており、併せて全国の主要都市11局ラジオ局で16日から26日にかけて広報することとしている。

株券電子化コールセンター（相談窓口）の設置と充実であるが、コールセンターの認知度が増し、受付相談件数が増加している。電子化直前の12月は1日平均1700件を超えた水準であり、昨今も1日200件の相談を受けている。問合せの主な内容は電子化に伴い、手元に株券があり、何かの手続きが必要なのかというタンス株主からの問合せが多くある。引き続き、株主・投資家がいつでも問合せ・確認ができる窓口として、コールセンターを設置し、併せて相談体制の充実を図る。

（3）全国銀行協会

和田理事・事務局長から以下の報告が行われた。

銀行界の電子化移行前後の株式担保の対応状況であるが、本日は移行直前の対応と移行後1ヶ月の株式担保取引の運用状況について説明する。

銀行界としては、1月5日は、株券電子化と全銀システムへのゆうちょ銀行の接続というシステム上、2つの大きなイベントを迎えることとなったが、両方とも順調にスタートすることができた。

電子化直前の対応は、全銀協として平成18年以降、移行対応のQ&Aを策定し、対応方法、留意点を随時、会員銀行に示してきた。また、会員銀行でも全銀協の検討を踏まえ、証券会社等の協力を受け、移行準備を進めてきた。昨年11には会員銀行に対し、移行準備状況についてアンケートを実施した。11月下旬段階で移行対応が未定の担保株券を有する銀行に対しては個別ヒアリングを行い、

12月中旬までに銀行界としての移行準備の終了を確認した。

通常の預託手続によることができない担保株券については、特例登録株式質の対応が必要なことから、株主名簿管理人の協力により手続等を検討した。特例登録株式質に係る対応期間が極めて短いものであったことから、混乱回避のため、できるだけ通常預託で処理をし、特例登録株式質対応株券を極力、減らす方向で会員銀行に要請を行った。また、実際の特例登録株式質対応も株主名簿管理人と調整し、前倒し処理を進め、混乱回避の対応を図った。

以上の対応により銀行保有の担保株券については、特段の混乱もなく、新制度において既存株式担保取引は、継続利用が可能な状況で推移している。

次に移行後の株式担保取引の実務運用であるが、株式担保実務は大きく変更となったことから、全銀協としては新実務・事務フローや留意点を検討し、会員へ周知するとともに20年秋に日証協の振替実務の検討結果を踏まえ、それまで整理してきた事務フローの内容の詳細を明確化し、会員銀行に通知し、公表を行った。

移行後1カ月が経過し、先般、主要銀行に運用状況についてヒアリングを行ったが、いくつかの問題点が出てきている。たとえば、口座管理機関における株式担保を目的とした振替では、担保権設定者との間で認識の齟齬による事務の支障が生じた事例が寄せられている。ただ、新制度は始まったばかりで、事務の習熟には一定時間がかかると認識している。今後の速やかな制度の定着に資するため、出てきた問題を迅速に関係者間で検討し、対応することが肝要と考えている。

(4) 中央三井信託銀行(株)

竹井執行役員から以下の報告が行われた。

信託協会の会長会社として、「株券電子化の実施状況等について」説明する。

移行処理の状況だが、移行日前後の取扱で受付停止期間等々を設定し、TAとして移行に伴う総株主通知の受信から確定・統計処理を無事完了した。また、特別口座管理機関としても新規記録、業務の取扱開始、開設の案内、その発送まで終了したことを確認した。

また、総株主通知の受入れから株主名簿確定、統計処理に至る間で、名寄せや住所、

氏名などの調査、補正対応に時間を要したが、関係者の協力をいただき、特段の問題はなく、終了した。

次に実務上の課題であるが、現在、T Aとして、また特別口座管理機関として今後の実務上の課題について取りまとめを行っているところである。関係者と連携、検討を進め運営の安定化に向けていきたいと考えている。実務では、例えば発行者に対し、情報開示のタイミングの早期化といった背景から、総株主通知を受信後のデータ整備、エラー検証・補正、確定・統計処理を一層、速めていく必要があると考える。

また、加入者情報については一部、不正確な記録があることから、関連情報が不正確となり、正確な表示ができなくなる状況も生じている。その結果、株主確定の再処理や名簿補正といった事態が一部で生じた。細かな実務では残された課題もあり、全体スキームのなかで関係各位と連携し、改善の検討を進めていきたい。

これらについても全体スキームの中で関係者と連携し、改善の検討を進める。引き続き、実務運営安定化に向け、関係者の協力の下、鋭意努力していきたい。

(5) 日本経済団体連合会

阿部経済第二本部長から以下の報告が行われた。

発行体の代表として、各地の株式懇話会と一緒に、日証協のお手伝いという形でこれまで準備をさせていただいた。現在のところは、順調に進んでいるが、実際には、6月に3月期決算会社の株主総会が終了し、配当金が支払われるところまでいかないと成功したかどうかは分からないので、今後ともお手伝いをしていきたい。

以 上